

第6章

住民の自立(律)と
行政との協働で運営するまち



現状と課題

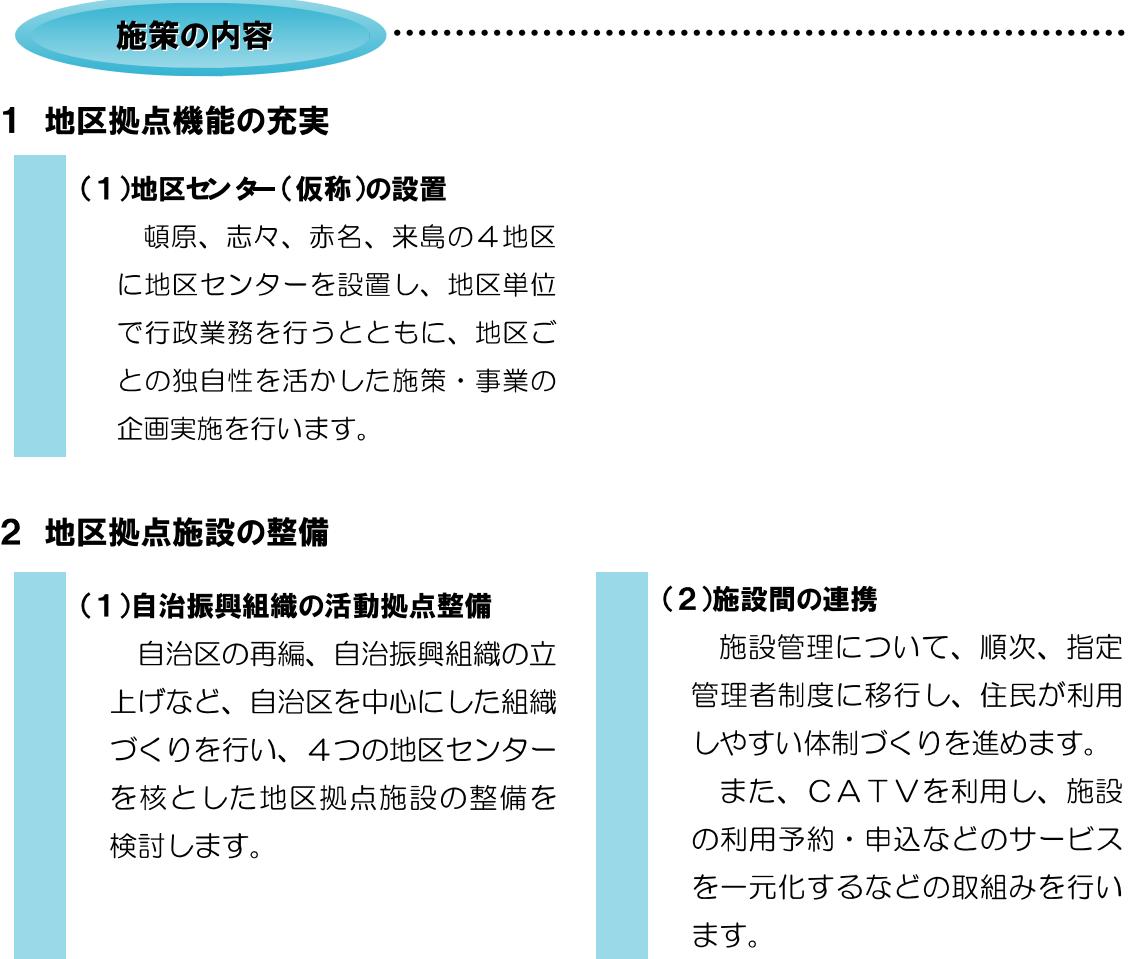
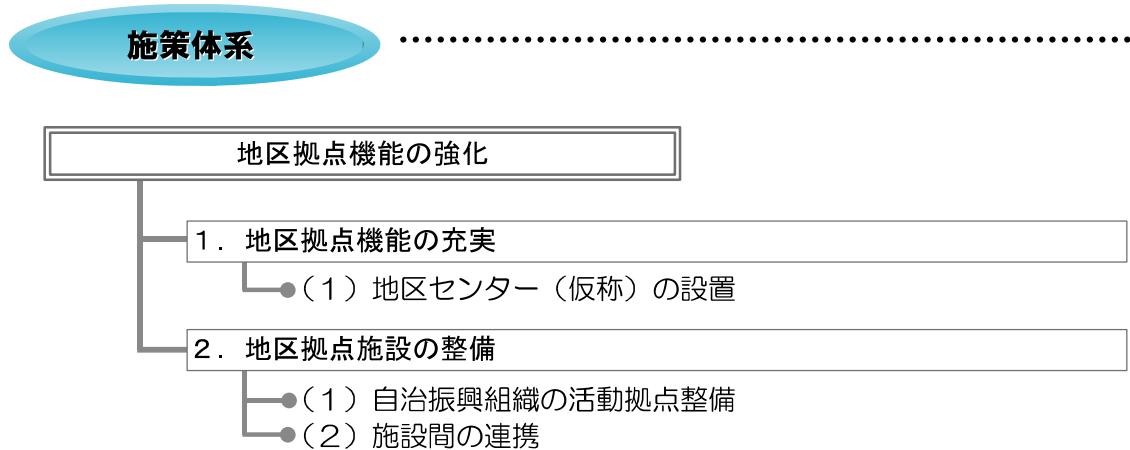
本町は、地域の拠点として頓原、志々、赤名、来島の4地区に公共施設が集積しています。

現在、赤来地域に8、頓原地域に14の自治区がありそれぞれの地域において自治振興に取り組んでいます。今後4つの地区

を中心にした効率的な組織運営などを検討し地域課題に適切に対応することが求められます。

また、施設の利用しやすさが向上するよう、施設間の連携を強化することが必要であります。

■ 公共施設の状況



第2

住民主体のまちづくりの推進

現状と課題

本町の基本理念と将来像である「生命地域宣言　いのち彩る里 飯南町」を実現していくためには、住民と行政が一体となってさまざまな取組みを進めていかなければなりません。

そのためには、まちづくりの主役である住民一人ひとりのやる気が發揮できる仕組

みづくりや、住民の主体的なまちづくりを推進する体制づくりが求められます。

住民のまちづくり意識の高揚を図るとともに、まちづくり活動の支援を充実することにより、まちづくり活動のリーダーや団体の育成を行うことも求められます。

施策体系

住民主体のまちづくりの推進

1. 住民のまちづくり意識の高揚

- (1) 住民意識や連帯感の高揚
- (2) まちづくり組織への住民参加の推進

2. まちづくり活動の支援

- (1) 住民の主体的なまちづくり活動の支援
- (2) まちづくり活動母体の育成

施策の内容

1 住民のまちづくり意識の高揚

(1)住民意識や連帯感の高揚

文化行事やイベントなどを開催し、住民のふれあいの場を創出します。住民が積極的に地域の行事やまちづくり活動に参加することで、住民自らが、できることから具体的に行動しようという意識や連帯感の高揚に努めます。

(2)まちづくり組織への住民参加の推進

地域におけるコミュニティ活動や環境美化活動を支援し、まちづくり組織への住民の積極的な参加を推進します。

2 まちづくり活動の支援

(1)住民の主体的なまちづくり活動の支援

住民提案型事業を創設し、住民の企画発案による事業を、住民委員会（仮称）などの住民代表機関で採択の是非を決定し、まちづくり活動の支援に取り組みます。

(2)まちづくり活動母体の育成

まちづくり活動のリーダーや団体、NPO 法人等の育成を進めます。また、住民自治のルールである「まちづくり条例」の制定を目指し、住民検討委員会を設置し、条例制定に向けた学習機会を設けます。

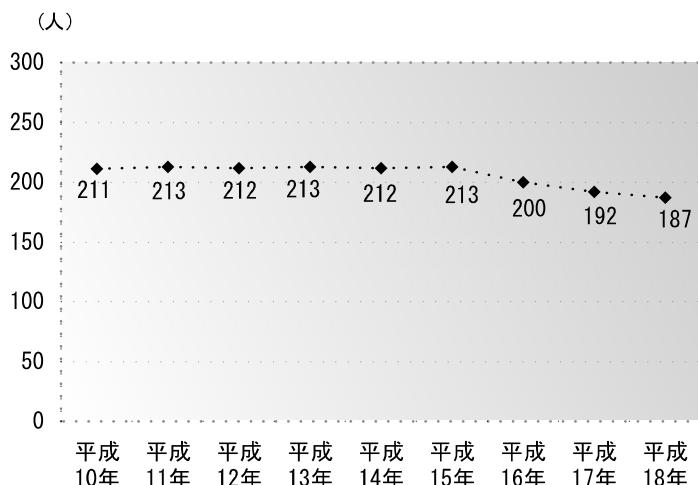
現状と課題

社会経済情勢の急激な変化に伴い、ますます多様化・高度化する住民の行政ニーズに、的確かつ迅速に対応する効率的な行政運営が求められています。このため、行政課題に応じた組織の見直しや総合調整機能の充実を図るとともに、職員の資質の向上を行いながら、事務の合理化や情報化、行政サービスの向上に取り組む必要があります。

また、情報の提供不足などから住民と行

政の意識に温度差が生じていることから、今後はさらに住民の町政に対する関心を高め、住民と行政の協働により、行政運営を行っていく必要があります。今後は、積極的な行政情報の提供や情報の公開、住民の意見や提言を吸い上げる機会の拡大により、住民と行政の情報の共有化を図るなど、住民と行政の強い信頼関係を築きあげる必要があります。

■ 職員数の推移



■ 財政力の推移

	基準財政需要額	基準財政収入額	財政力指数
平成14年度	3,674,971	535,332	0.141045
平成15年度	3,524,268	512,901	0.144252
平成16年度	3,492,824	553,285	0.149786
平成17年度	3,680,020	552,901	0.151357

施策体系

協働で進める行財政運営

1. 協働のための仕組みづくり

- (1) 情報の共有
- (2) 広聴活動の充実
- (3) 政策形成に住民が参加する仕組みづくり
- (4) 自治振興組織活動支援
- (5) 地区振興計画の策定と実行

2. 健全で効率的な行政運営の推進

- (1) 職員の資質の向上
- (2) 政策評価機能の充実
- (3) 財政計画に基づく事業の推進
- (4) 財政運営の効率化
- (5) 行政サービスの高度化・利便性の向上
- (6) 電子自治体の推進

施策の内容

1 協働のための仕組みづくり

(1)情報の共有

広報活動の充実など積極的な行政情報の提供を図るとともに、個人情報の保護に十分配慮しながら情報公開に努めます。

町外へも積極的に情報を提供し、定住・観光施策と連携した広報活動を行います。

(2)広聴活動の充実

町政座談会や町長懇話会、移動町長室、まちづくり出前講座、町長メール便など、住民の意見を広く聴きいれる機会を設け、住民が積極的にまちづくりに参加できる仕組みをつくります。

(3)政策形成に住民が参加する仕組みづくり

パブリックコメント制度を導入し、住民だれもが自由に参加し、提言できる場をつくります。

また、行政のさまざまな分野における政策形成過程に住民が参加する仕組みづくりを推進します。

(4)自治振興組織活動支援

住民が行政と連絡・調整を図り、自発性に基づいて検討や活動を実施することをねらいとした、自治振興組織の活動を支援します。

(5)地区振興計画の策定と実行

「地区振興計画策定検討委員会」を設置し、4つの地区振興計画の策定と実行に関するチェックを行います。

2 健全で効率的な行政運営の推進

(1)職員の資質の向上

住民と行政が協働したまちづくりの推進に向け、住民の視点に立つて仕事ができる職員を養成していきます。

また、職員研修の充実を図り、職員の資質の向上に取り組みます。

(2)政策評価機能の充実

行政評価システムの導入を行うとともに、民間への職員研修派遣を行い、経営手法の確立や行政評価システム等の政策マネジメント機能の充実を行います。

また、外部監査制度の導入を検討し、外部機関による監査・評価による健全な行政運営を行います。

(3)財政計画に基づく事業の推進

計画の策定により、不要物件及び遊休物件の整理を行うとともに、財政計画に基づく事業の推進や財政分析を実施し、健全な財政運営を行います。

(4)財政運営の効率化

中期財政計画、公債費負担適正化計画の確実な履行により、財政構造の健全化や自主財源確保に取り組み、健全な財政運営を推進します。

また、事務事業の見直しや広域行政の推進によって、財政運営の効率化を図ります。

(5)行政サービスの高度化・利便性の向上

専門的知識をもつ職員の育成・確保等による専門性の高いサービスの提供上によって、行政サービスの高度化を図ります。

また、土日や夜間における行政窓口業務について検討するなど、窓口機能の充実に努めます。

(6)電子自治体の推進

窓口サービスの充実や電子自治体の推進によって、行政サービスの利便性の向上を図ります。